

危険物新聞

第258号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 30円

既設の屋外タンク 保安点検基準きまる

消防庁では、昨年末の三菱石油水島製油所重油流出事故にかんがみ、屋外タンク貯蔵所の保安点検基準について検討していたが、とりあえず既設タンクの点検についての運用指針を、5月20日付発令した。

また、近く新設タンクについての点検基準もきめられる予定で、今回の点検基準についての運用面でなお疑義もあり、今後の消防庁の運用解釈表明が待たれるものである。

保安講習の改善など 消防行政簡素化を答申

行政監理委員会

行政管理庁長官の諮問機関である行政監理委員会は、行政事務の簡素合理化について、民間や地方公共団体から出されていた要望のなかから、「廃止すべきもの」「権限を委譲すべきもの」「統合すべきもの」等の答申を行っ合。

消防法関係では次の4件である。

- ① 危険物取扱者の保安講習（委譲）
- ② 製造所等のタンク検査と高圧ガス取締法及び労働安全衛生法による検査（統合）
- ③ 製造所の基準（基準の明確化）
- ④ 消防法と高圧ガス取締法の保安距離（統合）

▷保安講習について

現在保安講習は、都道府県で実施しているが、実体は消防機関の協力を得て行っており、受講義務者のはあく、広報、講師等についても整備されているので、指定都市消防機関を、講習の実施機関にすべきである、と地方公共団体は要望している。

それに対し消防庁では、現在市町村の消防行政に関する事務量が增大している現況から、当分現在のままで様子を見て、将来保安に関する行政能力の充実している市町村に委譲することを考えている。

そこで行監委員会では、検討結果次のように本問題について答申している。

本講習について、(イ)危険物取扱者試験合格者数が、昭和47年度までで延130万人を超えており、又免状交付年月日、危険物取扱作業従事年月日が違うこと等から、都道府県では、受講義務者のはあく、受講指導等が十分できないこと、(ロ)市町村消防機関は、危険物施設の査察取扱者の指導を行っているので受講指導等が容易にできること、(ハ)市町村が実施すると、地域の特性に応じた講習ができ、講習地域、回数が増え受講者が便利になること等から、保安講習の実施事務を消防本部を設置する市町村長に委譲すべきである。

▷製造所等のタンク検査と高圧ガス取締法及び労働安全衛生法に基づく検査の統合について

現在危険物製造所等におけるタンク部分の検査については、関係法令に適用されると、高圧ガス法、安衛法によりそれぞれの検査をうけなければならないことになっている。高圧ガス法と安衛法については、いずれか一方の検査で済む等の整備が行われているが、消防検査と他二法の検査も一つの検査でよいように統合されたいと、民間団体では要望している。

これについて、自治省、労働省、通産省でもそれぞれ検査の一元化については基本的に賛成している。

そこで次のような答申がなされた。

重複タンクについては、消防法と安衛法が重複するので、労働省と自治省が協議し、検査の一元化を行う。

屋外タンク貯蔵所の 保安点検に関する基準

1. 既設のタンクの保安点検に関する事項

既設の屋外タンク貯蔵所について、次に定めるところにより、保安上必要な点検を屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者を実施させ、点検の結果、異常が認められた屋外貯蔵タンク(以下「タンク」という。)については、法第12条第2項の規定に基づき必要な措置を講じさせること。

(1) 保安点検の方法

既設の屋外タンク貯蔵所の保安点検は、次のとおりとする(別図参照)。

ア 沈下測定の実施

既設のタンクについては、年に1回、タンクの外側から水準儀等を用い、その沈下状況(一様傾斜沈下及び局部傾斜沈下)について測定を行うこと。

イ 内部開放点検等の実施

沈下測定の結果、一様傾斜沈下か当該タンクの直径の $\frac{1}{200}$ 以上のタンク又は局部傾斜沈下が10mの範囲につき25mm以上であるタンクについては、次に掲げるところにより、点検を行うこと。

(ア) 容量が5,000kℓ以上のタンクについては、内部を開放して次のウに定める点検(以下「内部開放点検」という。)を実施すること。

(イ) 容量が5,000kℓ未満のタンクについては、タンク内部の側板とアニュラプレートとの隅肉溶接部の趾端の検査をタンク外側から超音波探傷試験により行うこと。検査の結果、欠陥が認められたタンクについては、(ア)と同様に内部開放点検を実施すること。

ウ 内部開放点検において実施すべき試験

内部開放点検においては、次の試験を実施すること。

なお、内部開放点検を直ちに行うことが困難な場合は、タンク内部に危険物を貯蔵している状態で、上記イ(イ)に定める試験を実施すること。

(ア) タンク底部の厚み測定試験及びタンク底部の形状測定試験

(イ) 側板附近のタンク底部と基礎との接触状況の試験(金槌打ち等により行うものをいう。以下「金槌打試験」という。)

(ウ) 側板とアニュラプレートとの隅肉溶接部(局部傾斜沈下の場合は、当該沈下部分及びその附近に限る。)及び底板の局部的沈下部分の磁粉探傷試験及び真空試験(真空度は、おおむね水銀柱400mm以上とする。以下同じ。)

エ 試験結果に基づく措置

上記イの内部開放検査の結果、次に掲げる異状が認められたタンクについては、それぞれ当該箇所の補修を行い、補修後、当該補修部分について、磁粉探傷試験及び真空試験による検査を行うこと。

(ア) 別添の磁粉探傷試験又は超音波探傷試験の指針の判断基準により欠陥が認められたタンク

(イ) 厚さが6mmを超える底板又はアニュラプレートのタンクにあっては、それらの厚さが6mm未満となったもの。

(ウ) 厚さが6mm以下の底板又はアニュラプレートのタンクにあっては、当該厚さの80%(ただし、3.2mm以上とする。)未満となったもの。

(2) 基礎修正

ア 次に掲げるタンクについては、下記3に定めるところにより、タンクの基礎を修正すること。

(ア) (1)アにより測定された沈下量が300mm以上又

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

は当該タンクの直径の $\frac{1}{100}$ 以上のタンク

(イ) (1)イにより測定された沈下量が 300mm 以上のタンク

イ 基礎の修正後は基礎修正が行われた部分のタンク底部について、磁粉探傷試験及び真空試験による検査を行うこと。

ウ (2)イの検査の結果、異状が認められなかったタンクについては、水張試験を行うとともに水抜後、再度(2)イと同様の検査を実施すること。

(3) 点検後の沈下測定

ア 基礎修正を行ったタンクは、水張試験時、水張試験後 3 月、6 月、12 月を経過した時に沈下測定を実施すること。

イ 基礎修正を要しないタンクは、(1)イの内部開放点検等終了時、その後 6 月、12 月を経過した時に沈下測定を実施すること。

(4) タンクの保安点検にあたっての留意事項

ア 屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者に対して、法第16条の5 第1項の規定により、タンクの不等沈下の有無及びその状況並びにタンク内部の異状の有無及びその状況についての報告を求めること。

なお、その点検に際しては、あらかじめ点検の実施期日を連絡させ、消防機関の関係者が立ち会うものとする。

イ 点検の際に非破壊検査を実施させる場合は、タンク的设计施工に関係した業者の系列に属さない検査業者を選定すること。

ウ 非破壊検査のうち磁粉探傷試験又は超音波探傷試験については、別添第1 磁粉探傷試験(手動式)指針若しくは別添第2 磁粉探傷試験(連続式)指針又は別添第3 超音波探傷試験指針に従って行うこと。

エ 点検の結果により、タンクの補修又は基礎の修正を行う必要がある場合は、変更許可を受けて行う必要があること。

2. 建設中のタンクの保安検査等に関する事項

現に建設中のタンクについては、タンクの完成後水張開始前及び水張試験後に非破壊試験を実施するとともに水張

試験時に沈下測定を実施すること。

(1) 沈下測定の結果、沈下量が当該タンクの直径の $\frac{1}{500}$ 以上であったタンクについては、下記 3 に定めるところにより、タンクの基礎の修正を行い上記 1 (2)の基礎修正及び(3)アの点検後の沈下測定の項に掲げる措置を講ずること。

(2) タンクの完成後水張開始前の非破壊試験

ア タンク底部の全溶接部について、磁粉探傷試験及び真空試験を行うこと。

イ タンク側板の溶接部について、放射線透過試験を行うこと。

(3) タンクの水張試験後の非破壊試験

ア タンク底部の全溶接部について、磁粉探傷試験及び真空試験を行うこと。

イ 側板からタンク内側におおむね 3 m 以内のアニユラプレート及び底板部について、金槌打試験を行うこと。

(4) 上記の非破壊試験のうち、磁粉探傷試験又は放射線透過試験については、別添 第 1 磁粉 探傷試験(手動式)指針若しくは別添第 2 磁粉探傷試験(連続式)指針又は別添第 4 放射線透過試験指針に従って行うこと。

3. タンク基礎の修正方法に関する事項

(1) タンク基礎の修正は、別表に掲げる工法若しくはその組合せによる工法又は修正時のタンクへの影響の度合がこれらの工法と同程度である工法により行うこと。

(2) タンク基礎の修正に際しては、次の事項に留意すること。

ア タンクの不等沈下の状況に応じ、タンクに悪影響を与えない工法を採用すること。

イ 基礎の修正の実施にあたっては、タンクに悪影響を与えないよう慎重に行うこと。

4. 記録の作成及び保存に関する事項

タンクについての設計・施工に関する記録、使用開始前の各種試験の記録及び使用開始後におけるタンクの点検、補修、試験、使用状況等の記録をタンク使用者において保存させ、容易に閲覧できるように整理させておくこと。

危険物運搬中の火災発生要因別件数

区 分	火 災 の 発 生 要 因	数
危険物運搬 (6件)	○ ガソリンを20ℓポリ容器に入れてトラックで運搬中、転倒してこぼれ、排気管の火熱、エンジン部の火花又は静電気火花により出火したもの。	5
	○ 駐車したところの路肩がくずれたためバラ積みしていた生石灰が下水にこぼれ発熱してタイヤ2本を焼きしたもの。	1

危険物製造所等の流出又は漏液事故要因別件数 (昭和48年度)

製造所等の別	事故の発生要因	件数
製造所 (2件)	○ 清掃後の運転再開時に温度を上げすぎたため劣化していた破壊板が破損し危険物が流出したものの。	1
	○ 攪拌機が故障したため重合反応を起し圧力が上昇して、のぞき窓から危険物が流出したものの。	1
屋外タンク貯蔵所 (30件)	○ 注入中の監視の怠り又はバルブ操作の誤り若しくは連絡不備によりオーバーフローしたものの。	8
	○ 側板又は底板の腐食等により流出したものの。	6
	○ フロート・スイッチの故障によりオーバーフローしたものの。	4
	○ バルブの締め忘れ又は締め付け不良等により流出したものの。	4
	○ パッキンの劣化、継手のひび割れにより流出したものの。	3
	○ 注入中にタンク肩部の亀裂又は空気分離装置のドレンバルブの破損により流出したものの。	3
	○ 落石による配管及びバルブ等の破損により流出したものの。	1
	○ 工事中の連絡不備により流出したものの。	1
屋内タンク貯蔵所 (4件)	○ 注入中の監視の怠り若しくはバルブ操作の誤り又は注入量を確認せずに注入したためオーバーフローしたものの。	3
	○ タンク底板の腐食により流出したものの。	1
地下タンク貯蔵所 (9件)	○ 注入中の監視の怠り若しくは注入量の未確認又は注入口を間違えたためオーバーフローしたものの。	5
	○ 地盤沈下による配管の折損又は腐食により流出したものの。	2
	○ フロートスイッチの故障によりオーバーフローしたものの。	1
	○ 工事中の連絡不備により流出したものの。	1
移動タンク貯蔵所 (25件)	○ 移送中に交通事故等により流出したものの。	19
	○ 注入中に移動したため流出したものの。	2
	○ 注入時にローリーの吸入バルブを開けたままポンプを稼働させたため他のタンクの危険物を吸入しマンホールから流出したものの。	2
	○ 吐出口の完全閉鎖を怠ったため又はバルブ操作を誤ったため流出したものの。	2



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

給油取扱所 (28件)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 注入量の確認若しくは注入中の監視の怠り又は注入口若しくは注入タンクを間違えたことによりオーバーフローしたもの。 13 ○ タンクの腐食、通気管及び配管埋設部の破損等により流出したもの。 5 ○ 油分離槽の清掃不良又は破損により流出したもの。 3 ○ 要因タンクに危険物を注油中緊結金具がはずれ又はノズルより注入したため流出したもの。 2 ○ 自動車が固定給油設備を転倒させたため流出したもの。 1 ○ 工事中に埋設配管を破損したため流出したもの。 1 ○ ノズルストッパーの故障により流出したもの。 1 ○ その他。 2 	
一般取扱所 (15件)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 注入量の誤り若しくは監視の怠り又はフロートスイッチの故障によりオーバーフローしたもの。 6 ○ 清掃後の整備不良又は不備な装置を稼動させたため流出したもの。 2 ○ バルブ操作を誤ったため流出したもの。 2 ○ 地中埋設管の腐食又は配管の結合不良のため流出したもの。 2 ○ 停電後の運転再開時の操作を誤ったため流出したもの。 1 ○ タンカーから払出し中、タグボートの航行波によるローリングによりローディングアームが折損し流出したもの。 1 ○ 油分離槽の清掃不良により流出したもの。 1 	

無許可施設の火災発生要因別件数 (昭和48年度)

区 分	火 災 の 発 生 要 因	件 数
無 許 可 施 設 (15件)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の詰替え、小分け、洗浄等の作業中に静電気、たばこ、事務所内の石油ストーブ等の火源により出火したもの。 7 ○ 乾燥機のスイッチを切り忘れたため過熱し出火したもの。 2 ○ 野積みの危険物がマッチ又は飛火により出火したもの。 2 ○ 連日の猛暑のため保護液が蒸発して自然発火したもの。 1 ○ 焼入油が減少したため局部的に過熱され出火したもの。 1 ○ パーナー取付不良によりバックファイヤし出火したもの。 1 ○ 反応温度を上げすぎたため危険物が流出し出火したもの。 1 	

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三 和 商 会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

保安講習関係法令条項抜すい (参考)

46年5月以前免状取得者は
51年の5月中に

法第13条の5 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事(自治大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。)が行なう危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

規則第58条の2 法第13条の5の規定により製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日前4年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日から5年以内に講習を受けることをもって足りるものとする。

2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日から5年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、講習の科目、講習時間その他講習の実施に関し必要な細目は、消防庁長官が定める。

附 則

この省令の施行の際現に消防法第11条第一項の規定による許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者については、新規規則第58条の2第一項ただし書の規定は適用せず、その者に対する同項本文の規定の適用については、同項中「当該取扱作業に従事することとなった日から1年」とあるのは「昭和46年6月1日から5年」とする。

大阪府生活環境部長に川平氏
消防防災課長に富安氏

大阪府人事異動のうち、消防防災関係は次のとおり。
▷生活環境部長 川平恵一郎(労働部長) ▷企業局長 中川利雄(生活環境部長)
▷消防防災課長 富安育三(水質課長) ▷同課参事 和田透明(下水道課長代理) ▷北河内センター所長 麻野五郎(消防防災課長)

大阪市消防局予防部長に堀田氏
恩田予防部長他3署長勇退

大阪市は5月31日局部長級、6月9日に課長級の人事異動を発令したが、消防関係は次のとおり。

▷任正監・予防部長 堀田忠男(機動査察隊長) ▷任正監・技術監、兼防災設備課長 巽健治(防災設備課長)
▷任消防監主幹 太田信(計算センター所長) ▷同 本田勝彦 ▷同 十河将博 ▷予防課長 中尾清一(住吉署長) ▷機動査察隊長 米谷重雄(予防課長) ▷北署長 中谷秀雄(西署長)▷任消防監福島署長 吉川幸一郎(大正署長) ▷同此花署長 国貞举吾(港署長) ▷西署長 山西朝男(東住吉署長) ▷港署長 栄明(警備課主査)
▷大正署長 熊野昭一(査察班長) ▷任消防監東成署長 井上雅美(旭署長)▷生野署長 高杉宇三郎(東成署長)▷旭署長 城代清幸(南副署長) ▷住吉署長 中渡瀬宣男(生野署長)▷東住吉署長 中尾浩(福島署長)▷水上署長 恒遠滋(査察班長)

退職

▷恩田一則(予防部長)

▷



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社
本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

大阪府連合会定期総会

大阪府危険物品協会連合会では、6月3日午後3時より箕面観光ホテルで昭和50年度総会を開催した。26協会（2協会欠席）出席のもと、昭和49年度決算報告、50年度予算を決定、又満場一致で、創立25周年記念事業を今秋に実施することを決議した。引き続き関係当局より来賓のご出席を得、盛大に懇親会を開催した。

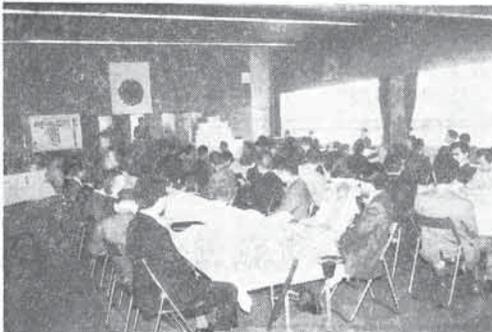
高槻市火災予防協会総会

同協会では、5月9日午後2時から、高槻市市民会館で本年度総会を開催した。旧、新年度の決算、予算を決議、役員の変更が行われた。新役員のうち、会長副会長は次のとおり。

▷会長 カイト化学工業大阪工場長 黒田一夫 ▷副会長 鐘紡第一工場、住友化学工業中央研究所

又、防火優良事業所として次の16社が表彰された。

▷大日本セロファン ▷第一製薬 ▷武田薬品中央研究所 ▷明光化成高槻工場 ▷興南産業 ▷矢崎化工 ▷日本冷蔵高槻工場 ▷小太郎漢方製薬 ▷ミドリ十字 ▷高槻電子応用研究所 ▷大通産業 ▷英日石油 ▷阿武野農協 ▷プロパンガス協会高槻支部 ▷オアシス ▷高槻燃料小売業組合



優良防火対象物の表彰

河内長野市防火協会

河内長野市消防本部では6月5日行われた防火協会総会で、優良防火対象物の表彰を行った。

優良防火対象物は、河南精工他2社、自衛消防隊は三日市鋼管他2社、その他防火管理者、危険物取扱者が表彰された。



参考図書、標識ごあんない

- 危険物関係法令集 ￥ 500
- 危険物施設図解集 ￥ 1950
- 配管等の告示集 ￥ 100
- 大阪市火災予防条例集 ￥ 250
- 危険物ハンドブック ￥ 1800

- ローリー用消火器保護バッグ ￥ 1800
- タンクローリー用各種標示
- その他各種標識

大阪府危険物品協会連合会
大阪市危険物品協会

安全な社会環境づくりに奉仕する



近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは——
『ハッタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー

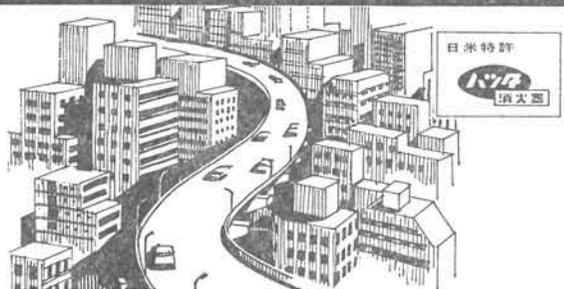


株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 下573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所 電話 06-473-4821-4
堺出張所 電話 0722-21-3444



昭和50年度大阪府 保安講習いよいよ始まる

大阪府では昭和50年度保安講習をこの夏から秋にかけて実施すべく目下立案中である。

この計画案によるとに大阪市を除く府下一円については各ブロックごとに、8月中旬から9月上旬にわたり行われる。受付は7月中旬、下旬になる予定。

又、大阪市内は9月中旬、下旬に約10会場で行われる。

昭和50年度は一応この講習で終る予定につき、昭和51年5月末までの受講義務者は、本講習を受講するよう準備されたい。



大阪府危険物取扱者試験 合格発表7月25日

大阪府では昭和50年度危険物取扱者試験を乙種第4類と丙種について6月29日(日)近畿大学で実施する。願書の受付は6月19日と20日に行われた。

合格者は7月25日に発表、免状交付は8月29日(金)職員会館で行われる。

なお次回の試験は11月頃の前定。

消防設備士試験は 8月1日と2日、近大で

大阪府消防設備士試験は8月1日と2日にわたり、近畿大学で行われる。願書は7月8日から10日までの3日間大阪府職員会館で受け付けられ、願書用紙は防災課や消防署で交付している。

お知らせ

保安講習受講希望者調べ (大阪市内事業所について)

大阪市内の保安講習実施計画資料としたいので、大阪市内に事業所を有する本会々員のうち今年度保安講習受講希望者数を、次によりご回答下さい。

- ▷回答期限 7月15日
- ▷回答方法 下記様式
- ▷回答先 大阪市危険物品協会
- ▷本件照会先 電話(531)5910

<注>ご回答が無いときは、希望者が無いものとして事後のとりあつかいをさせていただきます。

大阪市危険物品協会

キ.....リ.....ト.....リ.....線.....

保安講習受講希望者数について

(社名) _____

(担当者) _____

(電話) _____

[大阪市危険物品協会宛
7月15日迄にご回答下さい]

昭和50年度保安講習受講希望者数

名